

第5章 講じようとする施策 *本編冊子参照

第1節 道路交通環境の整備	主な記載内容
(1) 安全安心な生活道路の構築	
ア 道路の現状	道路状況(主要地方道、一般都道、市道の実延長・面積)。広域的な交通体系に基づく道路整備とまちづくりを連携させ、幹線道路や生活道路の整備を行うことが重要。
イ 道路の整備	
(ア) 幹線道路・地区幹線道路の整備	幹線道路。都市計画道路「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、整備推進。
(イ) 生活道路の整備	①「生活道路拡幅事業計画」に基づき、整備推進。②通学路の安全確保。「立川市通学路安全プログラム」策定済み。通学路の合同点検を継続。
(2) 交通安全施設等整備事業の推進	「東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル」に基づく施設整備を実施。
ア 歩道の整備	人と車両を分離。「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を踏まえ、歩道の整備。あらゆる人たちが安全かつ快適な歩行ができるバリアフリー化(歩道の段差の解消や幅員の改善等)された歩道の整備を進める。
イ 防護柵の整備	防護柵(歩行者自転車用柵、車両用防護柵)の整備。
ウ 道路照明の整備	夜間の交通事故の防止と視認性向上を図る。
エ 道路標識の整備	道路標識(方面・方向、主要地点、道路愛称名ほか)。古くなった標識の建替え。
オ 区画線等の整備	区画線、スクールゾーン、ストップマークなどの塗装。通行危険な路側帯に緑色塗装、交差点内に滑り止め舗装の整備。
カ 視覚障害者誘導用ブロックの整備	「立川市福祉のまちづくり指針」で整備計画に位置付けられた路線への視覚障害者誘導用ブロックの整備。
キ 信号機の整備	信号機の新設、歩車分離式信号機の設置等を要請。交通整理員の交差点への配置を要請。
ク 事故多発地点対策の推進	交差点改良、滑り止め塗装、照明等の改良など。西砂町宮沢交差点、松中団地南交差点、若葉台小西交差点。
(3) 自転車利用環境の総合的整備	「立川市自転車活用推進計画」の推進。自転車ナビマーク、自転車ナビラインの整備。歩行者が安心して利用できる歩道環境の整備を進める。
(4) その他	
ア 沿道環境対策	沿道の道路環境や住環境の向上。
イ 公園・遊び場整備	交通路と遊び場を分離。「立川市緑の基本計画」に基づき、公園等の整備。
ウ 交通実態に即応した交通規制の要請	交通ルールやマナーの遵守。必要に応じて規制の実施や強化を関係機関に要請。
(ア) 交差点対策	右折禁止、進路変更禁止、横断歩道の設置、右折レーン設置などの交通規制の新設、改正、廃止を検討、要請。

(イ) 路線対策	一方通行、停車帯などの新設、改正、廃止を検討、要請。
(ウ) 地域対策	必要な交通規制などを検討、要請。歩行者用道路の設定や通過車両の抑制を図るための交通規制の実施を要請。
(エ) 自転車対策	地域の実情を勘案し「歩行者専用」や「自転車通行可」など歩道の通行規制などを検討、要請。

第2節 交通安全意識の啓発	主な記載内容
(1) 高齢者に対する交通安全啓発	加齢によりとっさの行動が遅れたり、信号無視など何らかの違反があり交通事故に。高齢者自身も交通ルールを守ることが重要。
ア 交通安全意識の啓発	老人クラブ・警察署などと連携、参加型・実践型の交通安全教育を推進。いきいきたちかわ出前講座（高齢者対象）の活用。
イ 高齢ドライバー対策	「高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金」（東京都）、自動車運転免許証の自主返納制度・運転経歴証明書交付制度の周知。
(2) 学校等における交通安全教育	
ア 幼稚園及び保育園における交通安全教育	立川市私立幼稚園協会・立川市法人立保育園園長会などが実施する交通安全教室を推進。保護者に対する交通安全情報の周知。
イ 小学校における交通安全教育	自転車交通安全教室（小学3年生対象。講義と実技）
ウ 中学校における交通安全教育	自転車交通安全教室（スクエアード・ストレイト方式。参加・体験的）
エ 高等学校における交通安全教育	「立川市交通安全運動推進協力会」を通じ支援。
(3) 職場に対する交通安全啓発	職場を通じて、自主的・主体的な交通安全の啓発を推進。
(4) 地域や家庭における交通安全意識の高揚	春・秋の全国交通安全運動に合わせたキャンペーン、交通安全市民のつどい等。市の広報紙やSNS等を通して交通安全情報を提供。
ア 子どもに対する啓発	立川市私立幼稚園交通安全推進連絡会と連携。交通安全教室（小・中学校）。通学路等の交通安全対策を推進（小学校）。
イ 若年層に対する啓発	交通事故防止高校連絡会議・警察署などと連携、交通安全教育を推進。
ウ 地域に対する啓発	交通安全意識向上の講習会・勉強会の開催。登下校時の見守り活動など（働きかけや支援）。
(5) 運転者に対する教育	
ア 自動車運転者	自転車運転免許証の自主返納制度・運転経歴証明書交付制度の周知。安全運転支援装置の購入・設置を推奨。
イ 二輪車運転者	「ヘルメットのあごひもの確実な結着」「胸部プロテクター着用」の啓発。
ウ 自転車運転者	「自転車安全利用五則」「いきいきたちかわ出前講座」周知。①自転車安全運転免許証 ②スクエアード・ストレイト方式 ③自転車に対するマナーアップ推進協議会と啓発 ④「ながら運転」危険性を周知、歩道通行時の交通ルール・マナー啓発 ⑤ヘルメット着用を啓発 ⑥放置自転車の発生防止・自転車駐車場の利用促進 ⑦（自転車の点検整備に傷害保険・賠償責任 保険が附带される）TSマーク周知 ⑧対人賠償事故に備える保険加入促進 ⑨自転車組合に働きかけ
(6) その他交通安全に関する啓発活動の充実・強化	市広報、市ホームページ、ツイッター、駅前ビジョン、チラシ、ポスターなど

第3節 道路交通秩序の維持	主な記載内容
(1) 駐車秩序の確立 ア 自動車駐車場の整備 イ 自転車駐車場の整備 ウ 放置自転車対策の維持・継続 エ 附置義務遵守の監視	<p>「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」や「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」などに基づき、必要な駐車場の確保。「量的な駐車場整備から、質的な駐車場整備へ」を基本方針とした駐車場施策を展開。</p> <p>「立川市自転車活用推進計画」に基づき、自転車駐車場を整備、駐輪環境の「快適性の向上」を目指す。</p> <p>「立川市自転車活用推進計画」に基づき、放置禁止区域の指定・拡大などを含め、放置自転車の規制、撤去など適正に行い、自転車の駐輪秩序の確立を促進。</p> <p>「東京都駐車場条例」「立川市自転車等放置防止条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」により駐車場等の附置義務を課す。事業の計画段階から指導。</p>
(2) 道路占用の規制	<p>工作物の設置・工事などの道路占有について、適正な許可を行う。工事による交通事故や工事の集中を回避するため「立川市道路上工事調整会議」を開催、関係機関と調整を図る。道路パトロールを行い、道路監察の強化を図る。不法占有物件や路上違反広告物の排除を進める。</p>
(3) 指導取締りの強化	<p>放置自転車。飲酒運転、無免許運転、速度超過、信号無視、横断歩行者妨害、進入規制の無視など。傘差し運転、ながら運転への指導。悪質で危険な違反行為に対する、摘発を含め取締り強化を要請。</p> <p>違法駐車。「取締り活動ガイドライン」に沿った、違法駐車防止に務める。競輪・競馬開催日には警備員による路上駐車（違法駐車）対策を講じる。大型店舗など「駐車待ち車両」に対し商工会議所等と連携、適切な指導を要請。</p> <p>交通需要マネジメントの研究。</p>

第4節 救助・救急についての啓発	主な記載内容
	<p>負傷者への応急手当の知識・技術の普及。救急車の適正利用を呼びかけ。口頭指導（応急手当のアドバイス）への協力。「救命講習」等の受講。AED使用方法の実技訓練や普及啓発活動を継続・促進。</p>

第5節 被害者の支援	主な記載内容
(1) 交通事故相談	市民相談室、公益財団法人日弁連交通事故相談センター立川相談所、一般財団法人東京交通安全協会立川交通事故相談所。
(2) 被害者救済制度	東京都市町村民交通災害共済制度（ちょこっと共済）。3歳～14歳、70歳以上、立川市心身障害者手当受給者は会費（500円）を補助。
(3) 自転車損害賠償保険等	自転車損害賠償保険等への加入が義務化。自転車損害賠償保険等やTSマークなど周知、加入啓発。

第6節 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全確保	主な記載内容
(1) 災害に強い交通施設等の整備	優先啓開路線網の設定。道路補修や沿道建築物の耐震化促進。橋りょうの耐震化工事。「立川市無電柱化推進計画」を策定し、優先的に無電柱化する路線の選定。
(2) 災害時の交通安全確保	緊急交通路（警視庁）芋窪街道、五日市街道、中央南北線、八王子武蔵村山線、新奥多摩街道の5路線。 緊急輸送道路、避難路。緊急道路障害物除去路線。「立川市地域防災計画」に基づき、救助・救急・医療救護活動等に取り組む。